

主な学校感染症一覧表

主な感染症一覧

(学校保健安全法施行規則より)

		病名	出席停止の期間の基準
第 二 種	飛沫感染するもので、 児童生徒等の罹患が多く、 学校において流行を広げ る可能性が高い感染症と する。	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ (H5N1) を除く	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
		麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが現れた後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん	発疹がなくなるまで
		水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
		咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状がなくなった後 2 日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第 三 種	学校教育活動を通じ、 学校において流行を広げ る可能性がある感染症と する。	腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など)	

☆第一種【エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る) 及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)、その他法律に規定する新型インフルエンザ等感染症については感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一類感染症と二類感染症により「治癒するまで」は登校できません。